

「国と地方の協議」(平成31年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	31101	特区名	アジアヘッドクォーター特区				
提案事項名	コワーキングスペース等に登記した外国企業に対する、在留資格「経営・管理」の取得における事務所要件の緩和						
提案事項の具体的な内容	<p>地域協議会において認定されたコワーキングスペース等で登記した外国人に対して</p> <p>①日本での起業時(登記で確認)から3年未満の申請であること。 ②事業所として利用するコワーキングスペース等の所在地に登記していること。 ③当該コワーキングスペース利用期間中の就労時間について、一定の場所の利用保証があること。 ④日本で起業した日から3年経過する日が1年以内に到来する申請においては、新たな事業所の確保が見込まれること。 ⑤特例措置の適用を受ける者は原則1企業につき1名であること。 などの要件を満たした場合に、在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」の要件に適合しているのみならず。</p>						
政策課題とその解決策	<p>現在、コワーキングスペース等は都内に増えており、今後も外国企業、外国人にとって、事業所としてスタンダードなものとなる。その際に、当該規制の緩和が実現されることにより、外国人の日本進出を促し、対内直接投資を呼び込むことにつながる。</p>						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	F:各省が今後検討		担当省庁名	出入国在留管理庁	担当課名	政策課
	規制法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 同法別表第1の2 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令					
	規制旨等の	出入国管理及び難民認定法においては、本邦に在留する外国人は、同法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、上陸許可若しくは取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする。在留資格は法別表第一又は第二の上欄に掲げるとおりとし、これらの在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じて同表の下欄に掲げる活動又は身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができることとされている。					
	担当省庁の見解	提案を踏まえ、今後、具体的な実施方法について調整する。 ただし、提案内容について、例えば、以下の要件を追加することを検討する。 ・東京都又は地域協議会が起業のための事業計画等を確認し、支援対象として認定すること。 ・コワーキングスペース等を事業所とする期間中は、上記事業計画の認定を受けた企業の代表者が事業活動状況等を東京都又は地域協議会に定期的に報告すること。					
	実施時期	未定	スケジュール	東京都と検討を進める			
	指定自治体の回答	b:条件付き了解		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	本件について、前向きにご検討いただいたことで、外国企業の誘致を推進するうえで、非常に重要と考えている。当特区としても、認定コワーキングスペースについて制度を検討し、出入国在留管理庁に報告を行うことを念頭に置いているが、認定コワーキングスペースが支援対象について管理し、都に報告することが可能かどうかを出入国在留管理庁においても確認をされたい。					
内閣府整理	ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの						
コメント	法務省より、提案を踏まえた具体的な実施方法について調整するとの見解が示され、指定自治体は了解しているため、法務省は、担当省庁の見解に記載の追加要件を含め、指定自治体と具体的な調整を進めること。						

注)令和元年12月の第1回目書面協議終了後、法務省において指定自治体との具体的な調整を進めることとしていたところ、指定自治体から、令和2年3月に実現した国家戦略特区制度における「創業外国人材の事業所確保要件の緩和」の特例措置を活用することにより、本提案に係る政策課題を解決可能であるため、本提案の実現に向けた協議を終了することとしたとの意向が示され、法務省もこれを了解したため、本協議は終了することとする。